

神戸市立御影公会堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第65号

神戸市立御影公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立御影公会堂条例施行規則（昭和34年3月規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用許可の申請) 第2条 [略] 2 前項の規定による申請の受付は、 <u>ホールを使用する場合は使用しようとする日（引き続き2日以上使用する場合にあっては、その最初の日とする。以下「使用日」という。）の4月前の日から使用日の前日まで、ホール以外の施設を使用する場合は使用日の2月前の日から使用日の前日まで行う。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	(使用許可の申請) 第2条 [略] 2 前項の規定による申請の受付は、 使用しようとする日（引き続き2日以上使用する場合にあっては、その最初の日とする。以下「使用日」という。）の2月前の日から使用日の前日まで行う。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

い。

(使用料の返還)

第9条 条例第12条ただし書の規定により使用料を返還することができるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 使用者が、使用日の1月前の日
(当該日が休館日の場合は、その翌日(翌日が神戸市の休日^{を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項に掲げる本市の休日であるときは、その翌日以降の日のうち休日^{に当たらない最初の日})^にまでに区長に使用許可の取消しを申し出て、使用許可の取消しを受けたとき。 使用料の全額}

(4) [略]

2 [略]

(指定管理者に業務を行わせている場合の読替え)

第15条 条例第17条第1項の規定に基づき指定管理者に同項の業務を行わせている場合における第2条から第5条まで、第7条から第11条まで、第13条及び前条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同

(使用料の返還)

第9条 条例第12条ただし書の規定により使用料を返還することができるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 使用者が、使用日の1月前の日
(当該日が休館日の場合は、その翌日(翌日が神戸市の休日^{を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項に掲げる本市の休日であるときは、その翌日})^にまでに区長に使用許可の取消しを申し出て、使用許可の取消しを受けたとき。 使用料の全額

(4) [略]

2 [略]

(指定管理者に業務を行わせている場合の読替え)

第15条 条例第17条第1項の規定に基づき指定管理者に同項の業務を行わせている場合における第2条から第5条まで、第7条から第11条まで、第13条及び前条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
第5条 第8号	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
第5条 第8号、第7条第2号及び第8条第3号	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

様式第1号中

「^{フリガナ}氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

_____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

^{フリガナ}連絡者名

を

_____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____」

「^{フリガナ}氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

_____ ^{フリガナ}連絡者名 _____

に

改める。

様式第2号中

「^{フリガナ}氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

_____ 様 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

^{フリガナ}連絡者名

を

_____ 様 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____」

「^{フリガナ}氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

様

^{フリガナ}
連絡者名

に、

様

0403 公会堂使用料

を

公会堂使用料

に、

納付場所

東灘区まちづくり課

を

納付場所

東灘区地域協働課

に

改める。

様式第3号中

東灘区まちづくり課

を

東灘区地域協働課

に、

支出科目

0403 公会堂使用料

を

支出科目

公会堂使用料

に

改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。